



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	進出吐魯番唐代軍制関係文書試釈：「開元三年四月西州營諸隊火別請受馬料帳」について
Author(s)	菊池, 英夫
Citation	北海道大學文學部紀要, 27(1), 1-40
Issue Date	1979-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33429
Type	departmental bulletin paper
File Information	27-43_P1-40.pdf



新出吐魯番唐代軍制關係文書試釈

——「開元三年四月西州營諸隊火別請受馬料帳」について——

菊池英夫

新出吐魯番唐代軍制關係文書試釈

——「開元三年四月西州營諸隊火別請受馬料帳」について——

菊 池 英 夫

まえがき

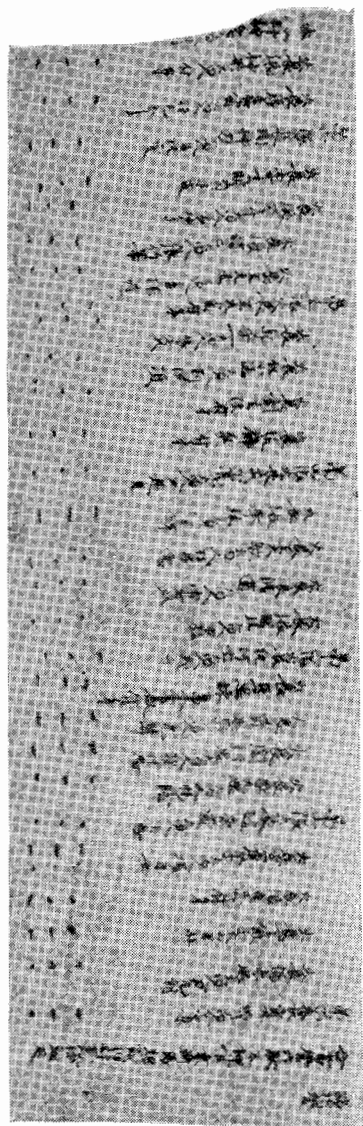
周知の如く、一九七〇年代に入って『文物』誌上に最近の吐魯番方面の発掘調査の概報が次々と発表された。⁽¹⁾ 中で相当数の高昌国時代から唐代に亘る古文書残片の出土が報ぜられ、⁽²⁾ 一部は既に我が国においても研究が発表されつゝある。⁽³⁾ 私が兼ねてより注目してきた軍制關係文書としては、『文物』一九七二年一期の「アスターナ・ハラホーシ」古墓群整理簡報」において「貞觀十九年（AD六四五）行兵請賜物牒」（TAM91号墓出土）「高昌県上安西都護牒」（TAM61号墓出土）断片の極めて不鮮明な写真と共に、「開元三年（AD七一五）西州營名籍」（TAM108号墓出土）「府兵名籍」「官兵破除帖」「赤亭烽領鎮兵口粮帖」等が発見されたことが伝えられている。⁽⁴⁾ しかし極く一部の不鮮明な写真を除けば内容の詳しい紹介もなく、徒らに想像をかき立てられるだけに終っていた。⁽⁵⁾

一九七三年に到り、『文物』第一〇期に、呉震氏の「唐開元三年《西州營名籍》初探」なる論文が発表され、その

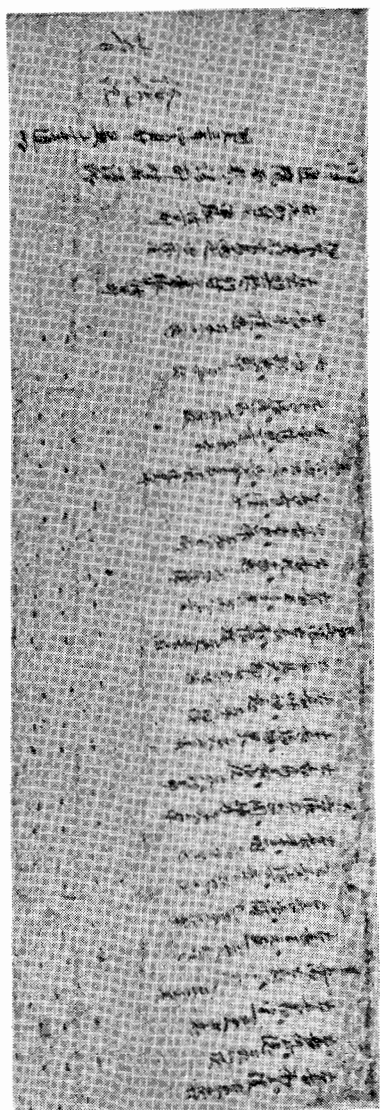
中で先の「簡報」において二件と報ぜられていた「西州營名籍」が、実は精査の結果三件に分けられることを始めとして、その記載内容の全貌を紹介せられ、不鮮明ながら全体の写真も示された。ここに初めて我々もその文書の分析を試みる手掛りを得たが、同時に呉震氏の論文の所説には賛意を表し難い所が多く、ここに私の立場からの試釈を志した次第である。

一

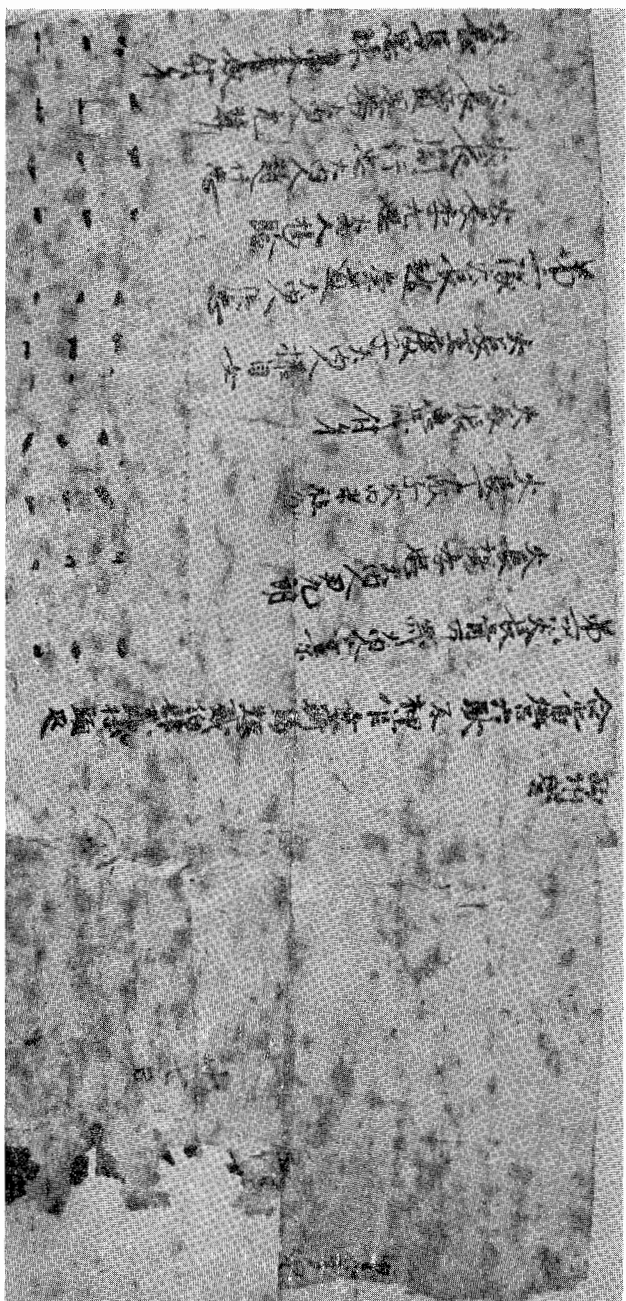
さて、本文書は、一九六八年四月、新疆ウイグル自治区博物館工作隊によってアスターナ村の北に接する編號TAM一〇八号唐墓より発見されたもので、いずれも中心で横に二つに截断され、それを三つ折にして屍体（ミイラ）を横たえた蘆蓆の辺縁に、丁度我が国で畳の縁に施すように、裏貼りの芯として用い、上には茄紫色の麻布をかぶせて縁取りしてあったもので、そのため截断されて失われた部分を別とすれば保存状態は比較的良好であったようである。三件は同一の墓から同一の状態で見えられ、同時に截断されたと見られることから、もともと同一と組の文書であったと見て誤り無く、整理の結果、甲・乙・丙の三件に分離されたが、甲は首部を存するも一部欠け、乙は全く首部を欠き、丙のみが首部を存するが、逆に末尾を完全に欠損している。紙巾は二九・五糎（一尺）、長さは最も長い乙件が全長一六七糎（二紙半余と見られる）、次いで甲件は一一六糎ある（約二紙と見られる）が、こちらは下半分が欠失している。筆跡は甲・乙両件が同一人の手蹟と見られるが丙件のみは別人の手になるものか、とされている。内容の全文は『文物』誌上に呉震氏が詳報しており、三件を比較対校して移録しているので、暫くそれを借り、但、簡体字を原体に直すだけに止めて再録しておく。呉震氏は本文移録の底本としては甲件を採用し、乙・丙件の異なる点を



第一图 丙件文書全影



第二图 乙件文書後半部分



丙 件 首 部 原 形 (『文化大革命期向中出土文物』第一輯)
 注(7) 参 照

注記される形を採られたので私もそれに倣うこととする。傍線を施した字は甲件の残欠せる文字を乙・丙件を参考として補ったことを示す。但し甲件は重要な文書的首・尾部分において完全で無く、本論の考察にはこの部分の文書の原形を是非示しておきたい。極めて不鮮明であるが『文物』誌掲載の写真を複写して大凡の形を示す役に立てたい。

(第一図および第二図参照)

〔甲・乙・丙対校による全文移録〕

1	西州營	乙	殘欠
2	合營營六駄及押官乘騎官馬總貳佰肆拾貳頭正	乙	馬總以下欠
		丙	押官脫官字
3	第一隊火長骨万歳 火内人陳来(?)	乙	子景
		丙	火内人李景
4	火長楊孝忠 火内人氾達	乙	成
		丙	火内人尹九朗
5	火長丁儼子 火内人什(?)	乙	欠
		丙	火内米祐勿
6	火長張惠藏 火内人張(?) 瑤	乙	欠
		丙	張惠藏付身
7	火長王慶子 火内人武善	乙	欠
		丙	火内人権自女
8	第二隊火長趙崇道 火内人范策	乙	范策
		丙	火内人張忠

図に示す通り、文書の形は、西州營の第一隊から第八隊までの諸隊の火長名、および火内人各一名の姓名を列記し、下にいわゆる「画指」がある。甲・乙件の場合は火長名の横に傍点が施され、恐らくこの名簿を以て実際の人員氏名を点検した際に加點して確認する作業が行われたものと推測せしめる。丙件のみはその傍点が打って無い。甲・乙・丙三件を通じて現存部分に関する限り火長名は略々完全に一致し、わずかに第二隊第四火の火長名が甲・丙で異っているにすぎない。各文書の火長名は四〇名だがそれぞれに欠損部分があり、この火長名の共通性は必ずしも充分な根拠とは云えないかもしれないが、先ずはこの文書群の記載の対象集団が同一の部隊であったと見て誤りある

9	火長李九思	火内人秦愛(?)	一一	乙	欠	丙	火内人楊駿
10	火長鬬行忠	火内人□偏	一一	乙	欠	丙	火内人趙行忠
11	火長□伏度	火内人□憚	一一	乙	王太	丙	火長賈思恭
12	火長馬思疎	火内□	一一	乙	抹消	丙	火内人元弊
13	第三隊火長仇阿七	火内人□運	一一	乙	還	丙	火内人武千
14	火長張明珪	火内人范恕(?)	一一	乙	欠	丙	火内人田敬
15	火長張修道	同府人幸福	一一	乙	崔奴	丙	火内人霍阿奴
16	火長王天敏	火内人杜君慈	一一	乙	欠	丙	火内人王翊
17	火長張奉珪	火内人霍洪	一一	乙	賈領(?)	丙	火内人尹楚貞
18	第四隊火長武小亮	火内人姜儼	一一	乙	付身	丙	付身
19	火長趙神奕	火内人聞良(?)	一一	乙	付身	丙	付身

まい。但し火長の下に記された火内人の姓名となると、逆に甲・乙・丙三件に共通する者は殆んど無く、わずかに四・五人が、甲と乙、乙と丙との各二件の間でのみ共通して見出されるだけで、甲と丙との間には共通する人名は見出されない。一方乙件のみは末尾が完存し、そこには「給訖記、廿五日」という批語が記入されている。

以上の知見から吳震氏は、これら三件の文書の關係を、丙件が草案で甲件が実際に確認作業を行った確定帳簿、そして乙件が最終的に作成された文書であろう、とされたのである。しかしこの見解は甚だ疑問が多い。先ず、末尾の完存するのは現在は乙件のみであるから、甲・乙・丙三件の日付の先後は不明であるし、又乙件と同様の批語が他の二者にも記入されていた可能性を否定でき無い。現に『文物』掲載の写真を見ても、甲件の写真の首部に乙件の末尾が写っており、明らかに甲件は乙件の後に貼り継がれた形で案巻を成している。

20	火長劉玄陵	火内人裴□	一一	乙	火内人高伏性
			一一	丙	付身
21	火長仇小隱	火内人仇思(下欠)	一一	乙	火内人何預
			一一	丙	火内人劉洪預
22	火長郭守一	火内人(下欠)	一一	乙	火内人謝意
			一一	丙	火内人張賓
23	第五隊火長王元貞(下欠)		一一	乙	火内人李贍
			一一	丙	付身
24	火長王元惠	火内人(下欠)	一一	乙	火内人郭相乙
			一一	丙	火内人盧懷運
25	火長張修己	火内人翟(下欠)	一一	乙	火内人汜宗
			一一	丙	火内人張行果
26	火長張万年	火内人牛(下欠)	一一	乙	火内人王同
			一一	丙	火内人蒙妙索
27	火長李文明	火内人李(下欠)	一一	乙	火内人李道
			一一	丙	火内人李道
28	第六隊火長周神力	火内人(下欠)	一一	乙	火内人王榮
			一一	丙	火内人呂忱
29	火長馬嘉賓	火内人(下欠)	一一	乙	火内人時毛郎
			一一	丙	火内人時毛郎
30	火長張神果	火内人楊(下欠)	一一	乙	火内人房饒
			一一	丙	付身

たと見受けられる。更に註(7)に記す如く、丙件首部の原形を見せてくれる『文化大革命期間出土文物』第一輯(一九七二年、文物出版社)一一六頁の写真では、丙件の前に半葉の残紙が貼付せられていて、「開元三年四月……、給……、廿七日」の文字が見え、連案を形成したこれら一連の文書が、^(第三圖)いづれも同様の批語を記入されていたことが推測される。又甲・乙・丙三件は、いづれも火長・火内人姓名の下に画指(指記あるいは節記とも云う)が記入されており、これは各人が実際に指を出して記入されるものであろうから、文書手続上、その文書の効力を決定する不可欠の重要性を持った記載事項と思われる。他方甲・乙件のみにあって丙件に見えない傍点による点検・確認の有無が果してこの文書の効力にとって不可欠の要件であったかどうか断言の限りでは無い。たまたま傍点による確認の痕跡が無いからと云って画指を連ねた文書を単なる草稿であるとみなすことは根拠極

火長馬太郎 火内人載? (下欠)

第七隊火長 ☐☐☐ 火内人（下欠）

34
火長毛崇業 火内人張? (下欠)

火長孔處忠 火内人高（下欠）

火長李忠暕 火内人（下欠）

火長キナ漢子カンシ 火内人王カウジン（下欠）

38 第八隊火長魯令嵩 火(下欠)

39
火長趙思言 火内人惠? (下欠)

40
火長張庭玉 火内人秦（下欠）

火長鄒忠節 火内人席(下欠)

火長李慎忠
火內人李恕

43
右火別六頭々別付床肆? (下欠)

押官乘騎官馬兩疋儻（下欠）

45
右足別付床壹斗（下欠）

丙	乙
火内人	火内人時結?
以下丙全欠	

乙 火内人符

乙
火長劉懷智
火內人上官儼

乙 火内人張言

乙 火内人楊琛

乙 火内人王瑜

乙 火内人八空自

乙 火内人達奚識

乙 火内人史下

乙 火內人孫奴

乙 火内人□結

乙 火内人 ☐ 折

乙 床壹勝半 絛一日米

乙 僦人楊客

乙 床伍勝糸一日米

さてこれらの文書全体の内容とは云えば、一見してわかる通り、西州營に所屬する諸隊の馬料請求文書で、且つ請求に従つて支給したことが末尾の批語に明らかであるとすれば、全体としてこれ

46. 牒件通當營請口 (下欠)

(甲件以下全欠、今録依乙件)

47. 開元三年四月廿 日李 道牒

48. 給 訖 記

49. 廿五日

乙
通隴西縣請料
姓名謹牒

が支給簿の意味をも持っていたと考えられ、「西州營諸隊火別請受馬料帳」と名付けるのが適當ではないかと考える。当時は、帳簿類も上申されるためもあつてか文書形式としてはこうした牒状の形式を具えた場合が多く、末尾には「牒件状如前

謹牒」とか、本文書の如く「牒、件通當○○××××、謹牒」とかの常套語を記している。『文物』誌上における最初の紹介(一九七二年一月)以来、中国ではこれを「西州營名籍」と名付けてきたが、その結果どうしてもこれを西州營の兵士の名簿として眺める傾きがあるように見受けられる。しかし実はこの文書は決して兵士の名簿を目的として作成されたものでは無く、従つて元来西州營の兵士の全員を記録する目的は持つていなかった、点を明確にしておく必要がある。

二

さて吳震氏は、本文書を検討しつつ唐の兵制の概述を試みているのであるが、先ず、唐代府兵の組織においては、一〇人で一火を編成し、五火(五〇人)で一隊、二隊(一〇〇人)で一旅、二旅(二〇〇人)で一団を編成し、校尉がこれを帥いるたてまえで、火ごとに六駄馬を備えることになっている。この「西州營」は、八隊(四〇〇人)で各隊五火、每火六駄、というのは一見右の制度に合致している如くであるが、西州營という単位も、押官という官職も、平時編成である府兵の組織には存在しない。これが現われるのは、吳震氏に云わせれば、一つは「諸軍鎮」で、これ

は鎮戍兵である（これは実は府兵防人を当てる鎮戍兵ではなくて、行軍の常駐化せる鎮軍の組織なのであり、吳氏はそれを混同しているのであるが）。又もう一つは「戦兵」であると云われる。戦兵というのは要するに実戦部隊・戦時編成としてのいわゆる行軍のことであるが、吳氏は行軍という語は用いない。

通典卷一四八兵典・立軍によると、戦兵（即ち行軍）の部隊編成も、一〇人一火、五火一隊で、これが兵種の如何を問わず唐代の部隊編成であったことがわかる。

次に馬の数であるが、軍防令に定められた府兵の規定（六典等に拠る）では、毎火六駄馬を備えることとなっており、その点、文書の西州營でも毎火六駄、一隊五火三〇頭、八隊二四〇頭とピッタリ合っている。ただその外に、押官（8）の乗馬二疋が加わって総計二四二頭疋となっている。

押官には、一〇隊五〇〇人を領する者もあれば、一隊五〇人を領する者もあり、等しく「押官」と称せられているのを見ればこれは官名ではなくて職名、職務の名称である。その階級の高下はともかく、これが戦兵（実戦部隊）の組織における職名であることが認められ、44行目に見える「倅人」も、諸軍鎮大使・副使あるいは毎軍大将・副大将、総管（これが即ち行軍の規定なのであり、大将と云うのは行軍の統帥者として大総管と元帥とがあるのをひっくりめて云う呼称と解せられるのであるが、）に添差される者で、この西州營名籍の兵士集団が戦兵たる「軍」の組織であることを示している、と結論されるのである。

では、文書の作成者・発信者たる「西州營」とは何か。これについて吳震氏は、これ又「戦兵」組織の総管の下で、四〇〇〇人を一營としたり、一〇〇〇人を一營としたり、各級様々な「營」が見え、兩京にも北衙の「屯營」があった、と「營」字の見える史料を掲げられるが、しかしこの西州營は、これら戦兵や鎮戍兵の組織とは思われない。何故なら、三件の文書を通じて火内人の姓名の変更が甚しいが、戦兵や鎮兵ならば規律が厳格で、任務も恒常的に確定

されている筈で、簡単には交替・変更が許されない筈である。恐らくは予備役的性格に墮していた崩壊期の府兵においてこそ生じた現象であろう。そう思つて見ると、甲件文書の第三隊火長張脩道の下に、他はすべて「火内人某々」とあるのに、一人だけ「同府人幸福」とある。これによつて西州營の兵がいわゆる府兵であること、しかも火長張脩道の火において、本来の火内人員は欠員となつていたため、正規の火内人員では無いが同府に所屬する他の人員を以て代替補充せざるを得なかつたことが示されている、と説かれたのである。

呉震氏によれば、この文書に見える西州營の特徴は、各隊に隊正が見えず、いきなり火長が名を連らね、しかも一人一火であるべきであるのに、火内人として一人のみが名を記されるに止まつてゐることである。これはこの「西州營」が、人員の上からは八隊四〇火の戦兵集団の中から選抜抽出されて編成された一支隊であることを示すものである。ところがそれに対して駄馬の方は、きちんと毎火六駄の規定通り配せられていて、これは駄馬については全部を引き連れていることを示す。従つてこの西州營は運輸部隊、すなわち輜重隊であつたと解された。

然しながら、云うまでもなくこれは極めて乱暴な独断的解釈と云わなければならない。西州營の正体が果して何であるかは後に譲つてひと先ず措くこととして、そもそも本文書の目的とするとところが隊内諸火の兵員の名簿などでは無く、全く諸隊の馬料の受領に関するものであつたのであり、その馬の規定頭数は毎火六駄という「火」単位に定められていたのであるから、先ず以て支給単位ごとにその火の火長達が馬料受領の責任者として名を連ねたものであり、隊正が記名する要を認めなかつたに過ぎない。而してその下に名を記された「火内人」は、それぞれ各火より毎回の馬料受領に當つて派遣された直接の受領者に外ならぬこと、従つて受領と同時に、その受領の証拠として各人が画指を行つたものであることは、略々推定して誤りあるまい。呉震氏はこの画指を以て各火長のものと考えられたようであるが、それでは火内人がわざわざ名を記した所以がわからなくなる。而して火長名が三件を通じて殆んど一定して

いるのに、實際の馬料受領者たる火内人の人名が、甲・乙・丙について重複する者が極めて少いことは、受領の日を異にしたため⁽⁹⁾當番兵が異っていたものであらう。

更にこのように解するとき、吳氏の解釈では的確な説明不可能な幾つかの語句が氷解することを申し添えなければならぬ。即ち、例えば丙件第6行目、火長張惠藏の下には、“火内人”ではなく“付身”とあり、同じく第12行目にも、火長馬思疎の条下に、始め一旦“火内人霍奴”と書いたものを抹消して、“付身”と訂正しており、又第19・20・23行目、および30行目にも火内人の項に“付身”と記されている。この“付身”とは一体何であらうか。⁽¹⁰⁾私の解釈に従えば、これは偶々この火においては馬料受領の當番兵に何等かの都合があったため、火長自らが馬料受領に赴き自ら受領者となったことを示しており、従つて下の画指はこの場合に限り火長自身のものということになる。而して例えば乙件第37行目の「火長蓋漢子」とのみあつて火内人の名を欠く場合も、本来は付身と記すべきを省略したものと解して誤りあるまい。

然らば、甲件にただ一ヶ所現れる“同府人”と書かれている場合の解釈は如何であらうか。これはやはりこの西州營の兵士が府兵によつて構成されたものであることを窺わせる重要な記事であると思う。而してわざわざこの場合に限り“同府人”と書かれたのは、吳氏の云う如く本来の火内人で無い者が代つて勤めているためである可能性がある。しかしそうは云つても、吳氏の云う如く府兵制崩壊によつて生じた欠員補充のため同府の人間を連れてきたという解釈は飛躍に過ぎる。寧ろ、当日の馬料受領に際し、勤務上の何等かの支障に依つて、火長も火内人も共に受領に赴かず、そのため別の火に属する同府の隊員が代理で受領したことを現わしているものと解するのが、より自然であらう。この火は、火長以下火内人全員がこの日何かの勤務に就いたためかもしれない。後述の如く、營の諸隊は必ずしも同府出身者で編成されるとは限らず、所々方々から動員差遣されてくる兵士を混成した場合が多かつたと見られる

が、一つの隊、一つの火の中にまで出身を異にする兵が居たかとなれば、それは些か疑問である。府兵の動員に當つては恐らく校尉の帥いる一団位が最少単位でそれ以下ということはありえなかつたかと思われ、従つて前線においても同じ隊の兵士は同じ折衝府の兵であつた可能性が大きい。ただ一つの火が全員何かの勤務で不在の場合、別の火の人員が代理で糧秣受領を代行したとすれば、同隊人とでも書くか、然らざれば同府人と記す外無く、恐らく慣例として「同府人」と記す規定となつていたものであらう。

三

さてこのように見てくると、根本的問題として、「西州營」とは何であり、それを構成する兵士の中に府兵が居たとして、それは一体何処の府兵なのか、そして何処から馬料を受領しているのか、が明確にされなければならない。吳氏の論はこの点で混乱されているように見受けられるのである。即ち氏は、西州營を構成する府兵は西州管内の折衝府の兵であると無条件に考えられたようである。そして三件の文書の最後の定冊（乙件）を見れば、それが隴西県から（或は隴西県において）馬料を受領していると解される。隴西県とは何処であらうか。これは兩唐書地理志等に拠る限り、隴右道渭州管下の隴西県を描いては他に求め難い。とすれば西州吐魯番から今日の甘肅省東南部の隴西県の地迄、遙かにキャラバンを組んで馬料を受領に行ったことになる。西州から渭州隴西県への距離は直線距離にして三千里を踰え、⁽¹⁾当時の馬の行程標準、日七〇里、驢および歩行の日行五〇里、車三〇里を以て計れば往復少くも四ヶ月を下らぬことになってしまう。吳氏はそこから府兵の役使が如何に苛酷であつたかを説こうとされるのであるが、如何に非能率な採算を度外視した運営と云つてもこれでは非常識・非現実的解釈に過ぎると云わざるを得ない。と云

うのは、それ程までして受領する馬料が一体どれ程の量かと云えば、何と火別六頭の一日料として床一勝半、押官乗騎官馬二疋のため疋別一日料として床五勝に過ぎないというのである。

当時の馬料の正規の支給額は如何程であつたかと云うに、六典^{卷一}太僕寺・典廐令の条に依れば、「馬、粟一斗・塩六勺、乳者倍之。駝及牛之乳者・運者、各以斗菽、田牛半之。駝塩三合、牛塩二合、羊粟菽各升有四合・塩六勺。」とあつて、一日分粟一斗が官馬馬料の標準であつた。勿論実際には牧草等との配合で増減があつたであらうが、人糧兵食の一日粟米二升の約三倍、米に換算して六升相当の粟一斛が基準であつた。この文書に見える穀物の「床」については專論があり、⁽¹²⁾陝西・甘肅方面特産のアワに似た穀物で、価格・量目全ての点で略々粟に準ずる取扱ひを受けていたようである。そうであれば乙件文書に見える火別六頭々別床一升半、押官乗騎疋別五升が、共に一日の全量ではないことが明らかである。かくて乙件末尾の語る所は、明らかに一日料の中、隴西県より部分的に補足支給を受けた分についてのみの文書と見るべきものの様である。更に甲件文書の方を見ると、末尾欠損のため稍々不明な点を残すが、

右火別六頭々別付床肆勝

押官乗騎官馬兩疋餘人

右疋別付床壹斛

牒件通當營請官馬料姓名謹牒

と補つて読むことができようである。即ち、この場合は、「當營」より火別六頭々別床四升および押官乗馬疋別床一斗となつていて、これではじめて六駄馬は基準額のやつと四割、押官乗馬のみが官馬料基準額に達する支給を受けていたことがわかる。乙・甲兩件の支給日が果して同日であるか、それとも前後するものかは不明であるが、別の日で

あつても恐らく連続する翌日位の事であつて、⁽¹³⁾ 両者の密接に連関することは明らかで、両者の支給状態を勘案すれば、
營の馬料の主体はあくまでも「當營」支給であるが、それだけではどうしても不足を生じ、その不足分の一日料をこ
の場合には隴西県より請受したものであると推測されるのである。もしこの解釈が成立つとすれば、不足の一日分を
請受する相手の隴西県が四千里の彼方であつては不都合である。急遽臨時の支給に応じられる極めて近い所であつて
はならない筈である。

次はいよいよ問題の「西州營」とは何か、である。既に呉震氏も指摘される通り、「營」と称する組織が現われる
のは、先ず何よりも野戰軍編成の行軍が、戰鬪行動・作戰の途次駐屯して野營する際であることは間違いない。而し
て屯駐長期に及べば自ら拠点として城堡に抛り、幕營の制は軍城の制に変わる。こうした軍城及び野營行軍の規定を示
してくれるのは、^{卷一}通典^{四九}兵二、法制付および雜教令付の項と、^{卷一}同書^{五七}兵十、行軍下營審擇其地および下營斥候并
防捍及分布陣付の項であるが、先ず行軍における「營」の位置付けから見てゆこう。

^{卷一}通典^{四八}兵一・立軍に引く大唐衛公李靖兵法によると、

諸大將出征、^(中略)且以二萬人為軍、四千人為營、在中心、左右虞候・左右廂四軍、共六總管、各一千人為營、^(下略)
又同書^{卷一}五七兵十・下營斥候并防捍及分布陣付の項では、

兵既有二萬人、已分為七軍、中軍四千人、左右四軍各二千六百人、虞候兩軍各二千八百人、左右軍及左右虞候軍別
三營、六軍都當十八營、中軍作一大營、如其無賊田土寬平、每營中間使容一營、如地狹不得使容一營、中軍在中央、
六軍總管在四畔、象六出花、軍出日、右虞候引前、其營、在中營、右廂向南、左虞候押後、在中營後、左廂近北結
角、兩虞候相當、狀同丑未、若左虞候在前、即右虞候在後、諸軍並卻轉、其左右兩廂營在四面、各令依近、本軍卓
幕得相統攝、急緩須有救援、^(略)
^(下略)

とあつて、行軍大總管以下、行軍の組織に應じて、總管直接の麾下の中軍、これを取巻く前軍（右廂第一軍）後軍（左廂第一軍）右軍（右廂第二軍）左軍（左廂第二軍）右虞候軍・左虞候軍がそれぞれ營を設け、その規模には自ずと大小・上下の統属があつたし、又状況に應じて分營・統合の行われたであろうことが容易に推測される。營の統轄には、当然行軍の指揮官が當つたが、その際、彼等はその任務に應じて「營主」という呼称で呼ばれた。又「營主」の任務遂行を助ける幹部の組織を「營司」と称したのである。「營」の機能や「營司」「營主」の任務を示す史料は前記の通典の記事中に多数見出されるが、今その二・三を示せば次の如くである。

通典卷一四九兵二・雜教令付、衛公李靖兵法に、

諸兵士、隨軍、被袋上具注衣物數并衣資弓箭鞍轡器仗、並具題本軍營州縣府衛及己姓名、仍令營官視檢押署、營司鈔取一本、立為文案、如有破用、隊頭火長須知用處、即鈔為文記、五日一申報營司、如其勘檢衣資、與簿不同、物有賸數、即是偷來、並仰當火隊見有他物即須勘當、狀送營司、其衣資不上文歷、縱使遺失官不為理、亦不得遞相寄附、即是盜來受寄及寄物人並科罪。

とあり、同じく、

諸軍内、不得扇動兵士・恐嚇隊伍・謬作是非・敗損營壘。○諸營幕、作食事、須及早、天暗以後、即須滅火、如夜有文牒、須讀及鈔寫者、須先狀上營主。

とあり、同書卷一五七兵十・下營斥候并防捍及分布陣の項では、

諸行軍出師、兵士不得浪費衣資広為喫用、又不得近田苗及城中、下營須去城十里外、要有市買入城、營司判官許差人押領、不許輒入城郭、必免酗酒鬪打偷盜姦非、亦不損暴田苗也。

諸兵馬、每下營訖、營主即須句當、四司官典司兵及左右令分頭巡隊、問兵士到否、如有卒忽未到、即差本隊本火

主將、畜生及水食卻迎取、如其地走遠、差人捕捉、許軍下營訖、司騎及佐分頭巡檢、驗驢馬羣、先有脊破即令翦毛洗瘡、傳藥療救、不許連絆、如新打破作瘡腫、并有繫絆、即將所由人領過、營主量事決罰、司胃及佐、下營訖即巡隊檢校兵甲等色、如有破壞損汚、須即修緝磨礪、如其棄失申上、所由便為按記、準法科結、司倉及佐、捉搦兵士糧食、封署點檢、勿令広費。

これによつて「營主」の任務と「營司」の構成が略々明らかであるが、「營主」の下にあつて「營」の組織を運営する「營司」の構成者たる幹部、司兵・司騎・司胃・司倉等については、同じく通典卷一兵一・立軍、今（令？）制付の項に次の如くある。

每軍大將一人別奏八人副二人分掌軍務、奏、判官二人、典四人、總管四人二主左右虞候、二左、子將八人、委其分行陳
備十六人部署、備減大將軍半執鼓十二人、吹角十二人、司兵・司倉・司騎・司胃・城局各一人、每隊五十人、押官一人、隊頭一人、辦金鼓及
各二人、副二人、旗頭一人、副二人、火長五人六分支甲、八分支頭半、四分支戟、一分支弩、一分支
棒、三分支弓箭、一分支槍、一分支排、八分支佩刀。

これは所謂大將出征、即ち行軍大總管あるいは元帥の下における野戰軍の組織・職制についての規定で、行軍大總管の幕下に副總管以下、判官、典、司兵・司倉・司胃・城局等が置かれていたこと、先の「營司」とは要するに行軍總管府そのものに外ならぬことがわかる。但しその場合、「營主」は直ちに行軍（大）總管その人に外ならぬことになるが、先に見た如く、中軍大營のほか前後左右多くの部隊がそれぞれ營を設け、それぞれの統轄者がいずれも各營の「營主」と呼ばれたであらうから、「營」の中には数千人のものから、数百人、時には数十人のものもあつて、その統轄者（即ち總管以下、子總管や押隊官）が時に応じて「營主」とされたであらう。

問題の「西州營」は八隊四〇〇人によつて構成されているが、右に見て来た「營」の組織に照らして少しも不自然な所は無い。而してそれが「西州」なる地名を冠して呼ばれた点を考えると、本營が恐らくは西州城内に駐屯してい

たのではないかと想像せられる。先掲通典の規定によると、住民を擾乱することを避けるため極力城市への軍の駐留を避け、城外十里の外に立營せよと命じているが、漠北の地に作戦するに当っては、そもそも住民の居る城堡以外に駐軍することは困難と考えられ、又何よりも州城の警備に任ずる部隊を必要とした筈である。“西州營”とは、かゝる行軍部隊の一部が西州城内に駐屯していたものと解して大過あるまい。

右の推測を裏付けるかに思われる極めて興味ある文書の断巻が存するので紹介しておきたい。竜谷大学所蔵大谷探検隊将来文書の中で、三七八六号文書とされているものは、全長約一三七糧、巾(天地)約一六糧程の帯状の残紙のようで、表裏に計四種の文書断片を含み、いずれの文書も上部半分を欠いている。大谷文書の多くがそうであるように、吐魯番地区の唐墓より発掘され、屍衣か明器に使用されていたものらしく、截断された上辺には一定間隔で縫い合せた針穴の破れかと思える痕跡がある。どういうわけか本文書は、大谷文書群の綜合報告書である『西域文化研究』にも著録されず、竜谷大学西域文化研究会編、西域文化叢書・目錄編・第七集『大谷探検隊将来西域出土古文書目錄』社
会經濟關係其二(昭和三十一年、油印)に、

三七八六 唐經濟文書 B・S(五・〇×四四・五)

1. 市得牛肆拾參頭文
2. 差役免除牒文
3. 穀量計文

と著録せられているのみである。私も大谷文書のマイクロ焼付写真を総点検する過程で偶然気付いたもので、恐らく学界に発表される機会が無かったものではなからうか。但し私の見た写真は、大谷文書整理の初期に竜谷大学で撮影されたもので、技術的にも最近の古文書撮影用のフィルム・印画紙と違って極めて硬調であるため薄墨の字は飛んで

しまい、又撮影者が文字のある所だけを写したため紙端が入っていないようであり、紙縫も判らない。実物に就いて精査すればなお色々と判明する点があると思うが、一と先ず文書の概要と、今取上げる一種について述べておく。

今仮りに字数の多い方を表とすると、表に貼り継がれている文書は次の三種である。

- (1) 市得牛簿約三〇行、上部欠、「(上欠) 貳丈市得牛肆拾參頭」「(上欠) 元價用練貳伯陸拾捌疋貳丈頭別減壹」「(上欠) 就中兩頭在路市不減餘准減當貳伯參拾貳疋貳丈」に始まり一頭ごとの支払價格(用練疋數)牛の毛色・牡牝・年令等を列記す。第910行目(割注)に「已上壹拾壹頭上等、都督判、頭別減壹疋取印」とあり、又第2526行目(割注)に「已上壹拾壹頭下等、都督注准前減取印」とあるので、官(西州都督府)文書かと思われる。
- (2) 西州屯營田収穀帳 一三行、上部欠、尾欠、「(上欠) 十頃収率得乾淨麥粟床惣」で始まり、「天山屯營五十頃収」「柳中屯營田卅頃収」等の文字が見え、青稞・小麦・粟・床の収獲石斗升合を列記す。

(3) 官人差充使記録 約八行(割注)、上部欠、「(上欠) 試西州刺史上柱国高京兆府長安縣開元十二年六月廿九日准格充使以下官人の差遣された年月日・任務を列記したものらしい。尾欠。開元十一年十一月以降、十二年八月一日までの年紀あり。次に背面に移ると、写真に紙縫等が写っていないので不正確であるが、(2)の紙背に上下逆に三行の判辭と思われる大字があるが判読困難で、「問監来之時並(下欠) 今屯収率有欠即令均徵(下欠) 納了」と読めるようであるが意味不明である。そして(1)の紙背に、今問題としたい残牒が存する。

大谷三七八六(1)背

(紙首、空白二行分?)

- 1 [] 人其人先患冷痺兼疝氣不堪
- 2 [] 又復家道貧迫不辦裝束諸差

裁?

五年三月 日典馬思忠 牒

司兵刀方恪

司倉鞠嘉望

司騎汜智嵩

司胄蘇奉珣

立義竹無冬

立義夏璋

城局

營主王智元

これらの文書の年代については表(3)の開元十二年八月が一つの目安となる。恐らくはこれら文書群全体が開元期のも
 のとしてよいであろう。而して作成場所は吐魯番文書の常として略々西州を中心とするものと見てよい。次に問題の
 (1)背の残牒であるが、書体は整っており、破礫に稍々古風を模したような特徴がある。開元も初期に近いと思われる。
 上部を紙巾にして半分近く欠失しているので、まだ上に相当字数書かれていたと見られ、五年の上に十の字が在った
 可能性も無くはない。だが表(1)の文書を見ると、こちらはやゝ走り書きの、云わば手控えの帳簿といった感じで、明
 らかに背面の残牒の廃紙を利用した後ちの文書と見られる。以上の所見から(1)背の残牒の年代を暫く開元五年(A D
 七二七)三月のものと考えたい。而して内容を見れば病貧者の差遣免除(除隊?)を請うた軍官の上申書であるから、

「開元五年三月請免差病貧征行牒殘」と命名しておきたい。

さてこの文書に連署する者の肩書きを見ると、司兵・司倉・司騎・司胃・城局そして営主で、正しく先の行軍の総管府、即ち又営の「営司」を構成する幹部である。司胃と城局の間に署する「立義」なる職名については、今のところ他に史料を見出し難く、性格不明であるが、或は法規解釈担当者でもあろうか、後考に俟ちたい。なおこの文書に連関して営中の病者に対する「営主」の責任について、通典^{卷一}兵二・雜教令付・李靖兵法中に左の一条がある。諸每營、病兒、各定一官人令檢校、煮羹粥養飼、及領將行、其初得病及病損人、每朝通狀報總管、令醫人巡營、將藥救療如法、仰營主、共檢校病兒官、量病兒氣力、能行者給僱一人、如重不能行者加給驢一頭、如不能乘騎畜生、通前給驢二頭僱二人、縛繫將行、如棄擲病兒不收拾者不養飼者、檢校病兒官及病兒僱人各杖一百、未死而埋者斬。ここで病兒と云えるは、健兒あるいは子弟といった用語法と類似した云い方で、やはり兵士を指したものと思われる。右の文中では、営主は總管の下位の統轄者とされているように見える。

ともあれ以上によつて、開元五年前後の時期、この方面に送り込まれた行軍部隊が西州管内に立営し、営主に統率されていたことの明証を得ることができる。勿論これ以上この営と「西州営」とを結びつけることはできないが、「開元三年四月西州營諸隊請受馬料帳」の主体たる「西州営」も、恐らくそのような行軍駐留部隊の一つで、西州に進駐して来た者であつたと考える有力な傍証と云い得るであらう。

然らば次に、これら開元初期に活動した行軍を構成した兵士は、如何なる兵種で、又如何なる地域の出身者であつたか、更にそこに何等か渭州隴西界との關係を照射する手掛りを得ることができるであらうか。試みに中宗神龍二年（七〇六）より玄宗開元八年（七二〇）頃迄の西北辺情勢と主要な軍事行動とを表示すれば次の如くである。

年	号	月	日	記	事	出	典
中宗神龜 2 (七〇六)		12	己卯	突厥默啜寇靈州、靈武軍大總管沙吒忠義逆擊之、官軍敗績、死者三万。		旧紀	
3 (七〇七)		正	庚戌	突厥進寇原・会等州、掠隴右牧馬万余而去。		旧紀	
		5	戊戌	以默啜寇邊、制募猛士武芸超絕者。		旧紀	
				左屯衛大將軍兼檢校潞(雒)又(洛)州長史張仁贇、爲朔州(方)道大總管、以備突厥。		旧紀(冊府九九二九八六)	
改元		9					
景龍 元 (七〇七)		10	丁丑	命左屯衛將軍張仁贇、撰右御史台大夫、充朔方道大總管以備突厥。		冊府九九二	
2 (七〇八)		3	丙子	朔方道大總管張仁贇、築受降城於河上。		旧紀	
				仁愿表、留年滿鎮兵、以助其功、時咸陽兵二百余人逃歸、仁愿盡擒之、一時斬於城下、軍中股慄、役者盡力。		旧伝	
				命呂休璟(爲金山道行軍大總管)等北伐。(後文ニ詳説スル)		英華四五九制	
4		5	15				
少帝唐隆元 改元		6					
再改元		7					
中宗景雲元 (七一〇)		9		以前太子少師唐休璟爲特進兼朔方道大總管、以備突厥。		冊府九九二	
2 (七一一)		正		突厥默啜、遣使請和親、許之。		旧紀	
		10		命太僕卿李回秀、持節朔方後軍大總管、以備胡寇。		冊府九九二	
3 改元		6					
先天 元 (七一二)		8		吏部尚書郭元振爲朔方道行軍大總管、節度諸軍、以備胡寇。		冊府九九二	
2 改元				突厥困北庭、庭州蒲類、爲默啜所陷。		元和志四〇	
開元 元 (七二三)		12		開元初、廢六胡州。		旧三八地理志靈州	
2 (七二四)		2	乙未、通鑑	突厥默啜遣其子同俄特勒、率衆寇北庭都護府、右驍衛將軍兼北庭都護、瀚海軍經略使、金山道副大總管、招慰營田等使郭虔瓘、右驍衛中郎將簡駿伊州刺		旧紀、冊府一二八、全文二五二、	

3 (七二五)	2	4 庚申	5	10 壬戌	4 (七二六)	11	5 (七二七)	6 (七二八)	2
3 18	4 庚午	8 庚申	3	正 二	正 二	7 己亥	7 己亥	正 辛丑	2
史兼伊吾軍使郭知運等、柳中・金滿偏師禦敵、擊敗之、斬同俄於城下、以鴻臚少卿王陵、爲朔方軍副大總管。 命姚崇等北伐。 敕靈武道行軍副大總管張知運、命料敵安辺。 衛尉卿兼簡毅左金吾衛大將軍李延昌、可充隴右道防禦大使宜取朔方後軍兵及前年朝堂心募捷(健)兒等總十萬人、羣牧馬四万匹、於秦州城(成)蘭渭等界、逐使屯集教練。 北庭都護郭虔瓘、破吐蕃及突厥默啜。 瀚海軍破河西陣、白澗陣、土山陣、五里墩陣、東胡祿陣等、總六陣、准開元三年三月二十二日敕、敘功。 右羽林軍大將軍薛訥、可持節充梁州鎮軍大總管、赤水・建康・河源及緣辺諸軍並受節度、郭虔瓘、可持節充朔州鎮大總管、和我・大武及并州以北緣辺州軍並受節度。 令北庭都護湯嘉惠、与葛邏祿・胡屋等相庇、安西都護呂休璟与鼠尼施相庇……及新来十姓大首領計会犄角。 涼州鎮軍大總管薛訥、可持節充朔方道行軍大總管。 命薛訥等北伐、右羽林軍大將軍朔方道大總管薛訥、左衛大將軍安北副大都護張知運、右羽林將軍兼涼州都督赤水大使楊敬述等出征、知運可東道大總管、敬述可西道大總管。 郭知運一拜鄯州都督隴右諸軍節度大使。 突厥遣使獻馬、并州置天兵軍。 突厥請和。 蔚州橫野軍於山北、古代郡、修武備。	旧一〇三張守珪 伝、冊府九九二 英華四五九制 冊府一一九 冊府九九二 冊府四二、一三三 李慈芸告身 冊府一一九 通鑑考異一二所引 玄宗實錄 冊府一一九 英華四五九制 旧伝 新紀但六年誤 冊府九七四、九九四 冊府九九二								

8 (七二〇)

9

壬辰

制大拳擊突厥、五都督及拔悉密、金山道總管處木昆執米噶等々、凡三十万、並取朔方道行軍大總管王陵節度。突厥欲谷寇甘・源等州、涼州都督楊敬述為所敗、以御史大夫王陵為兵部尚書兼幽州都督、黃門侍郎韋抗為御史大夫朔方總管、以禦之。

通鑑考異一二所引
玄宗實錄、冊府九
八六
旧紀

右表に見られる如く、対突厥戦の西州方面における一つの山場は、開元二年（七一四）の庭州攻防戦であるが、それに先立つ景龍四年（即ち景雲元年、七一〇）五月、唐は大兵を發して北庭方面に出撃した。この時の大行軍の編成と、それに動員された兵士の兵種と出身地がかなり知られるのは興味ある事と云わねばならない。文苑英華卷四翰林制詔〇詔勅一命將に収める蘇頌「命呂休璟等北伐制（景龍四年五月十五日）」がそれである。

（前略）右領軍衛將軍・兼檢校北庭都護・碎葉鎮守使・安撫十姓・呂休璟、心堅鐵石氣橫風雷（中略）可為金山道行軍大

惣督。北庭副都護郭虔瓘・安處哲等（中略）慣習軍容、備知辺要、並可為副大惣督、領瀚海・北庭・碎葉等漢兵及驍

勇健兒五萬騎。金山道前軍大使・特進・賀獵毗伽欽化可汗、突騎施守忠、領諸蕃部落兵・健兒二十五萬騎、相知

計会、逐便赴金山道。朔方道行軍大惣督・右武衛大將軍・撰右臺大夫同中書門下三品・上柱國・韓國公・張仁亶

（中略）當分閭之任、受升壇之律、常願身先士卒、不以賊遺君父、與副大惣督右監門衛大將軍魯受信等、領蕃漢兵募

健兒、或用絕羣飛騎・城傍等、十五萬騎。赤水軍大使・涼州都督司馬逸客（中略）曾不顧身、瀝經營之志、期於盡敵、

與右武衛將軍陳丘、右金吾衛翊府中郎將李玄通一作道、副使右驍衛鹿陵府折衝能昌仁、左衛神山府（按唐書地理志、神山府在晉川、

川疑州、詔令）折衝陳義忠等、領當軍及當界蕃漢兵募・健兒七萬騎。豐安軍大使靈州都督甄榮、副使張趙壁・常元

寂等、領蕃漢兵馬六萬騎、防禦羣牧大使・臨洮軍使甄亶、領當軍・莫門（會要作英門非）積石等軍馬（兵）募、及秦・蘭・渭・

城（成）等州大家子弟、總二萬騎。建康（會要作建康非）軍士（使）甘州刺史李守微、玉門軍使肅州刺史湯嘉惠、墨離軍士（使）

瓜州都督李思明、伊吾軍使伊州刺史李晝交等、各領當軍兵馬、與突騎施守忠・呂休璟等計會、共為表裏。

(下略)

以上に拠って見ると、この景竜四年の大行軍は、正に河西・隴右方面諸軍の総力を傾けた大進攻作戦であつたこと、その作戦地域が瀚海・北庭・碎葉・金山道方面であつたばかりでなく、その進攻基地が伊吾から甘・肅・瓜に跨つていたこと、その主兵力が蕃漢兵募・健児であるが、一部には中央直派の北衙飛騎の精銳、現地の城傍までが参加せしめられ、又右驍衛鹿陵府・左衛神山府等の府兵も加わつており(残念乍ら何処の州の出身か不明)、赤水・臨洮・莫門・積石・玉門・墨離諸軍の鎮兵および秦・蘭・渭・成州等隴右道諸州の大家子弟(本来自衛団あるいは団結兵的なものであつたのが蕃漢兵募と同様な形態で動員され、ただその統轄方式に特色を有したものではないか、と思われる)が動員されていた。蕃漢兵募の出征に當つては「凡軍行器物、皆於當州分給之、如不足、則(令)自備、貧富必以均焉」(六典卷五兵部、凡天下諸州差兵募条)とある如く、いわゆる供軍財物が州県の負担において調達され、前線に送られた。やがて行軍が鎮軍となつて常屯に転ずるとき、当然ながらそうした供軍財物・補給物資はその駐屯地に椿管されたわけであらう。軍行器物と並ぶ糧料は、当然更に広汎な地域から集めて送られたであらうが、兵募を送り出した州県が自分の州県出身兵のため一層の努力を要求されたであらうことも容易に想像できる。行軍に兵を送つた秦・蘭・渭・成等の州県からも当然これ以後多くの供軍財物が徵發・輸送されたものと思われる。本来ならばそれら供軍財物は本州本県派遣の兵士の用に供給すべきものであつたろうが、各兵種を混成せる行軍組織への補給は、こうして集められた諸方の物資を時に応じて流用し、相互に支持せしめざるを得ない。各種の財源から注ぎ込まれる軍需物資は、その方面の補給基地の倉庫で混淆融通が計られたに相違ない。但し兵募を送り出した州県からの物資は、云々わばある程度の優先支給を考え椿管に際しても送り出し州県名を明示されていたのではなからうか。糧料の類は洛陽含嘉倉の磚文の如きものが残らぬ限り運糧の来源につき推測の手掛りを残さぬ。しかし布帛の類はその納入者の記名

によって来源がわかる。吐魯番地域から出土する布帛の墨書によって、それらが内地から送られた庸調布や租布、更には脚布などであることが明らかにされている。⁽¹⁵⁾ 一般租税として徴収された物資と異つて、送り出した自州県出身兵募への補給を目的とした供軍財物の場合、最後までそれを送り出した州県名によって分類保管されていた可能性があるし、又それが可能であつたと考える。先の景龍末(七一〇)の大行軍は、やがて開元年間に入つて七一〇年代の前半に、次々と伊・西・北庭方面に鎮守軍団として駐留し、西州管内にもその一部が立営定着することとなつた状況は先に触れた通りである。『西州營』もかゝる部隊の一支隊で、何処かの折衝府兵の差遣されたものによつて構成されていたらしい。その点或は吳震氏の考えたように西州管内の諸府の番上者が『州上』として營居したものであつた可能性も皆無では無い。これについては或いは無駄であつても大谷文書や略々同年代の蒲昌府文書中の兵士名簿に現われる人名との照合を行つて見るべきであるが、怠惰にして未だ整理を行つていないし、余りにも偶然性が大き過ぎるので今は見送ることとする。これら行營部隊には本来それなりの補給体制が定まつており、當營の糧料を受領すべき窓口が存した筈である。そう思つて見ると、甲件文書の末尾は下部を欠失しているが注目すべき文字を残している。即ち、

牒件通當營請料姓名謹牒

とあるのである(□内は乙件の例によつて補つた)。しかもこの場合は、少くとも火別六頭々別の給付額は床肆升強で、法定規準額の一斗には及ばないが、押官乗騎官馬兩疋には正別床壹斗と法規通りの満額支給がなされている点に注意せねばならない。即ち、西州營には本来糧料を支給さるべき『當營』の窓口があり、可能な限りは其処から規定通りの支給を受くべきであつた。しかしそれが逼迫し規定通りどころか遙かにそれを下廻るに及んで、その不足分を本来の窓口でない軍倉の棧管物より融通を仰がねばならぬことが起り得たと思われる。本来長期の駐留で常制化し

ている場合ならば、馬坊・車坊の如き常設固定機関同様、馬料の供給は經常予算に従って春夏秋冬の四季に分けて季ごとに支給されて然るべきである（人糧は月糧）。羅振玉『貞松堂藏西陲秘籍叢殘』に収められた「開元九年（七二

一）六〇七月北庭長行馬坊請糧牒案斷簡」はその好例である。

V（前欠）.....

牒思節六月糧已蒙支給訖其七月糧精處

分謹牒

開元九年七月

.....（後欠）.....

VI（前欠）.....

正□□□馬伍正

右各得所由狀稱上件馬夏季料

已蒙支給訖其秋季料有處分狀

者依檢上件馬秋季料未支有實

長行馬 壹伯壹拾正

右得專當官李仙等牒稱上件馬夏

季料已蒙支給訖其秋季料未有處

分牒奉者依檢上件馬秋季料未支

有實函馬及長行馬等惣一百廿正

北大文学部紀要

新出吐魯番唐代軍制關係文書試釋

秋季料倉曹准式 仙 悉

..... (後欠)

なおそうした常設機関においては、年度を前半後半の二期に分つて九月末を以て会計を締める制度もあったようで、新疆维吾尔自治区博物館編『新疆出土文物』（一九七五、北京文物出版社）六四頁、図版九八の「天宝十四載輪台縣長行坊馬料帳殘」には次の如くある。

..... (前欠)

右件斛斛得贈

據歷勘會有上件斛斛具

牒件狀如前謹牒

天寶十四載正月



朱書↓ 會在槽實食歷都収斛斛數目

合當坊從正月一日已後至九月卅日以前都支

(後欠) 捌勝

ともかくそこでは一日単位の馬料支給などは常例では無い。しかし臨戦体制下、と云わんよりは寧ろ作戦行動中の行

軍行營においては、状況に応じて其日其日一日分ずつの支給も已むを得ぬ場合があったのであらう。又、正規の支給機関が貯藏逼迫のため、臨時に不足分を他の窓口からの融通に求めることが有り得たものと思われ、その際には一ヶ所に請求の集中することを避ける意味で各所一日単位の支給としたことも考えられる。何れにせよ一日料の分割支給が非常臨時の措置であつた可能性が大きく、就中正規の支給の不足分補充を目的とし、従つて規定の一斗に対し五升或は一升半という少量に止つていたものと解して始めて稍々納得が行く。而して西州城内には、先述の如きこの方面に活動する諸軍の補給基地として供軍財物が送り込まれ、その中には本来渭州派遣の兵募への補給のため送り出された隴西県分の糧料も存在したものと想像される。偶々西州城内に立營していた部隊である「西州營」の當營分支給馬料が不足を生じ、その分に就いての補充手當をこの隴西県送分の馬料中に求めたのが、本文書の「給一日料」の實態なのではあるまいか。このように考えるとき始めて本文書の記載に一応の解釈を与え得るように思われる。そうすると、末尾を全く欠失せる兩件の場合も、若し残存していれば其処に又異つた州県名か機関名が登場する可能性が有る。或いは逆に「當營」よりの正規の額のまとまつた何日分かの支給を見出せたかも知れない。こう考えると、本文書の彼方に様々な想像をかき立てられないではいけないのである。

あとがき

以上、様々な想像と飛躍を交えながらではあるが、新出唐代軍制関係文書の一つに私なりの試釈を加えたが、その当否は具眼の士の御批判に委ねるとして、唐開元時代の西州における行軍行營、特にその府兵との関係および軍糧補給体制の一端をうかがうべき重要な新史料を提供されたことだけは疑い無い。唐代軍制における行軍行營の制度史的

重要性に比し、史籍に伝えられる所は極めて断片的に過ぎないが、それを一本の糸につないで行く上で吐魯番地域出土古文書の意味は他を以て代え難い重要なものという感を深くする。今後益々中国学界のこの方面の工作の進展することと、新獲文書の全貌の一日も早い公刊を願いつゝ、蕪稿を終ることとする。

(一九七七年八月、七八年五月補正)

注

(1)

『文物』一九七二年一期、新疆维吾尔自治区博物館「吐魯番阿斯塔那—哈拉和卓古墓群清理簡報」、これは一九六六—一九六九年の発掘の概報。一九七二年二期、同前博物館「吐魯番阿斯塔那三六三号墓發掘簡報」同じく一九七三年一

〇期、同前博物館「吐魯番阿斯塔那—哈拉和卓古墓群發掘簡報(一九六三—一九六五)」同じく一九七五年七期、新疆维吾尔自治区博物館・西北大学歴史系考古学専業「一九七三年吐魯番阿斯塔那古墓群發掘簡報」、更に発見品中特に古文書について総括したものととして、同誌一九七七年三期、吐魯番文書整理小組・新疆维吾尔自治区博物館「吐魯番—唐墓葬出土文書概述」がある。なお一九六〇年代初期までの発掘に関しては『文物』一九六〇年六期、一九六二年七・八期に特輯がある。なお「補注」参照。

(2)

一九七七年三期の上記「概述」によれば、一九五九—七三年秋までの調査で、総件数にして二千七百余件の文書が出土しているという。有紀年のものでは、西晋泰始九年(二

七三)を上限とし、唐大曆十三年(七八七)を下限とする五百年間に跨るといふ。

既に紹介された文書とその写真の有無を録すれば次の如くである。

『文物』一九七二年一期、(1)貞觀十四年(六四〇)安菩啣延手実(図四〇)、一九七五年文物出版社刊『新疆出土文物』以下『新疆文物』図と略称——図版八七收録(2)麟德二年(六六五)牛定相辞(図三八)(3)田役転戸録記文書(図四五)(4)開元三年(七一五)西州營名籍(図四一、一九七二年二月文物出版社刊『文化大革命期間出土文物第一輯』——以下『文革出土文物』と略称——一六頁図版)(5)貞觀十九年(六四五)行兵請賜物牒(図四四)(6)高昌郡上安西都護牒(図四二)(7)紹謙陳辞(図四三)(8)永淳元年(六八二)飛騎尉氾德達告身(図四八、『文革出土文物』図版)(9)延載元年(六九四)輕車都尉氾德達告身(図四九)(10)道人真明耕田契(11)張寺主明真雇人放陽(羊)契(図三九、『文革出土文物』図版)(12)延寿八年(六三一)出錢籍帳(図四六)

(13)長安三年(七〇三) 嚴荀仁租葡萄園契(圖四七)、『文革出土文物』(圖版) (14)延昌卅六年(五九六) 隨葬衣物單(圖三二) (15)唐代隨葬衣物單(圖三〇) (16)綠禾五年隨葬衣物單(圖二九) 綠禾の年号は史書に見えないが、「酒泉文殊山綠禾三年刻石」により北涼沮渠氏の年号とされる。(17)泰始九年木簡(圖二八) など。他に開元九年(縣) (湖北) 賀恩敬納庸調布、蘭溪(浙江) 婦德鄭吳德・吳國兩人合納脚布および陵州(四川仁壽縣)の墨書ある麻布の紹介が注目される。

『文物』一九七二年二期。(1)儀鳳二年(六七七) ト老師訴狀(圖六ノ1・2) (2)儀鳳二年貨錢契(圖六ノ3) (3)雜記殘紙(圖六ノ4) (4)租田契(圖七ノ1・2・3) および典籍として景龍四年(七一〇) ト天壽抄写「論語鄭氏注」の紹介、文物出版社刊「唐写本A論語鄭氏注V説明」の転載(この写本の複製は周知のところであろう。なお「文革期文物」図版にも収録、一九七二年外文出版社「新中国出土文物」図一六五にも収む)、郭沫若「A坎曼尔詩V簽試探」(図版壹一肆、なお『新中国出土文物』図一六六にも坎曼尔手抄白居易詩を収む。)を載す。

ついでに西域出土古写本・古文書関係論説を列挙すれば、『文物』七二年八期、郭沫若「新疆新出土的晋人写本A三國志V殘卷」、郭煌文物研究所資料室「從一件奴婢買売文書看唐代的階級压迫」がある。この年は『考古』一九七二年

四期にも、馬雍「略談有關高昌史的幾件新出土文書」があらって(1)延昌廿七年兵部買馬奏文(図版捌ノ1) (2)族譜(圖一・二・三) (3)延昌三十六年隨葬衣物疏(圖四) (4)延和十二年隨葬衣物疏(図版捌ノ2) が示されている。前掲「文化大革命期間出土文物第一輯」には他に高昌延壽五年(六二八)趙善衆売舍地契、麟德二年(六六五) ト老師借錢契、高昌縣為□禄山事上安西都護府牒、雜鈔、典言、等の写真が、又『新中国出土文物』には龍朔三年九月租地契の写真がある。

『文物』一九七三年一〇期、(1)升平十一年四月王念亮駝契(圖三四)、『新疆出土文物』(圖四九) 升平は東晋穆帝の年号であるが、時既に東晋では廢帝司馬奔の太和二年(三六七)となっていたのに依前升平を用いている。前涼張天錫の第五年に当る。(2)建初十四年衣物疏(圖三〇) 西涼の紀年であるが、これも既に前年嘉興と改元されているのに依前建初を用う。文中「急急如律令」の語あり。(3)綠禾六年正月翟万衣物疏(圖三二)、『新疆文物』(圖五一) (4)唐紀元鈔(圖三九) 改元の年月日を列記せる写本。(5)神龍三年(七〇七) 高昌縣崇化鄉点籍錄殘卷(全長二・八七米という。『新疆文物』(圖九〇部分のみ) (6)載初元年(六八九) 高昌縣手実(全長一・七五米という。図四六部分のみ) (7) 高昌縣授田文簿(圖三三) 一筆ごと給某人充分とあり、大谷文書給田簿と対比されよう。永徽二年杜相墓より出土し

ているので西州創置の貞觀十四(六四〇)年より永徽初(六五〇)年の間のもの。(8)高昌縣籍坊勘地牒(圖三五)永昌元年(六八九)二月。(9)永淳元年(六八二)高昌縣申太平郷貯粮狀(圖三六)、『新疆文物』(圖八八)(10)高昌縣為田主催佃租帖(圖四四)(11)貞觀十四年(六四〇)弘宝寺主法紹詳(圖四〇)(12)征籍(圖三一)永徽二年杜相墓より出土、四五人雜色、八人勲官、その内訳として二人崑丘道征給復、六人不行と見ゆ。すべて勲官。勲官を列記せる断片が出口コレクションにあつたと記憶する。(13)上元三年(六七六)西州勘放還流人貫籍狀、(14)聖歷元年(六九七)四角陶具報役夫車牛牒(圖四七)(15)永淳元年(六八二)勘查總仲行家被盜牒(圖四三)(16)貞觀二十年(六四六)洛州趙義深書札(圖一六)(17)垂拱三年(六八七)楊大智租田契(圖四二)(18)總章三年(六七〇)張善意貸錢契(圖三七)(19)如意元年(六九二)高昌縣史女政付馬脚錢札記(圖三八)(20)長安三年(七〇三)曹保貸錢契(圖四五)、他に療牛方、鍼經、養麤丸服方などの医薬方残片の写真もある。残念乍ら写真の状態悪く殆んど判読不能なものが多い。

同誌にはなお、馬雍「吐魯番的《白雀元年衣物券》」および呉震の本論で取上げた「唐開元三年《西州營名笈》初探」と、別に連載されている紙の研究の中、特に新疆出土品を扱った潘吉星「新疆出土古紙研究——中国古代造纸技術史專題研究之二——」、更に、張蔭才「吐魯番阿斯塔那

左憧憲墓出土的幾件唐代文書」において(1)顯慶五年(六六〇)張利富拳錢契(圖八)(2)麟德二年(六六五)張海欽・白懷洛拳錢契(圖三)これは前庭府衛士張海欽が銀錢を借り、家資雜物と口分田⁷⁾桃を抵当としているのが注目される。(3)乾封元年(六六六)鄭海石拳錢契(圖四)(4)乾封三年(六六八)張善意拳錢契(圖七)、『新疆文物』(圖八七)なお前掲「文物」七三年一〇期二三頁には同一人の總章三年貸錢契が見える。(5)龍朔元年(六六一)龍惠奴拳練契(圖九)(6)麟德二年(六六五)趙丑胡拳練契(圖五)これでは西域道征人趙丑胡が同行人左憧憲から帛練を借りている。(7)總章元年(六六八)左憧憲買草契(圖六)(8)龍朔元年(六六一)左憧憲買奴契(圖二)この契では買主が高昌縣崇化郷人前庭府衛士左憧憲、売主が柳中縣五道郷蒲昌府衛士張慶住で、柳中縣人が蒲昌府兵となつてゐたことがわかる。

『文物』一九七五年七期、本期の発掘簡報で特に興味を惹かれるのは、従来關係品が多く紹介されて研究者に馴染深い名となつている張懷寂の父(張雄)と子(張礼臣)の墓が発掘され親子三代の墓誌や遺物によつて種々のことが判つてきた点で、全部で六五座ある張氏一族墓地の情況が明らかにされている。古文書としては(1)建昌三年(五五七)および章和五年(六三五)衣物券、(2)大歷四年(七六九)張无偏買地券(圖二二)(3)天宝十二(十四)年(七五三(七五五)西庭二州駅館馬料収支帳(『新疆文物』六四・五頁

図九八、天宝十四載正月輪台縣長行坊馬料帳および図九九
 草料帳之一・二八部分、特にその一がこれに当るようである。(4)開元二十一年(七三三)正月二十七日岸頭府界都
 游弈所為查獲無過所人王奉仙等解州狀(圖一四)これによ
 れば、交河縣に置かれたと思われる折衝府岸頭府所轄界内
 に、都游弈所なるものが設けられて辺境監視に当たっていた
 ことがわかる。なお「簡報」はここで新出文書に印影の見
 える官印(西州都督府、高昌縣、天山縣、蒲昌縣、柳中縣、
 安西都護府)をまとめて掲げているが、別に『新疆文物』
 八五圖では、「蒲類州之印」なる銅印の実物が紹介されて
 いる。蒲類州は寡聞にして今迄聞かない。(5)開元二十一年
 正月二十三日准石染典往伊州市易判語(圖一五)(6)開元二
 十一年蒲昌縣注定戸等申州狀(圖一六)(7)天山縣長運坊殘
 狀、(8)天山縣為申長運坊卒生(死亡)牛殘狀(圖一八)(9)
 閼兵曹為天山坊死牛皮事殘件、(10)准翟才款錄申州請裁狀
 (車坊の官牛管理に関する件)(11)開元二十年(七三二)石
 染典自瓜州返安西過所(『新疆文物』圖九三、内容は①參
 月拾肆日給、從西來至此市易事了、欲却往安西②三月十九
 ・廿一日、懸泉守捉官・常樂守捉官果毅・苦水守捉押官・
 塩池戍守捉押官健兒等勘過③請往伊州市易過所④開元廿
 一年正月准石染典往伊州市易判語⑤、⑬開元二十一年石
 染典買馬契、⑭開元二十一年正月唐益謙請往福州過所狀
 (圖版參之一・二前段および後段)(15)開元十九年(七三一)

北大文学部紀要

二月准給唐榮買婢(失漏兒)契券(圖一七)売婢主與、胡米
 祿山、⑭開元二十年(七三二)八月准給薛十五娘買婢(綠
 珠)券、⑰開元二十一年正月岸頭府界都游弈所解州狀⑱(4)
 ⑱開元廿一年正月審訊無過所人王奉仙對案(圖一二)審訊
 王奉仙錄狀(圖一三)いずれも(4)を受けて行われた取調べの
 一件記録、⑲開元二十一年(七三三)二月岸頭府界都游弈所
 為查獲史計思等送州狀、⑳甘州張掖縣人薛光泚請給經玉門
 往甘州過所、㉑給安西鎮滿放婦兵孟懷福往坊州過所、㉒給
 康大大往輪台過所、㉓天山縣張元瑒請往北庭過所、㉔高昌
 縣為申翹嘉琰請(往隴右)過所狀(『新疆文物』圖九四)翹
 嘉琰は前鎮副で、奴婢・作人を伴って往くにつき、去後何
 人が戸徭を代承するか、作人は何等色か(第六等戸)、奴
 婢等の籍が問題とされ、里正等の証言で、戸徭は弟嘉瓚が
 恒(宜)承すること、奴婢等は先に漏籍していたが已に州
 司に首して付を経て郷に下し訖っており、驢馬奴婢並びに
 麴球の家畜であること、作人は元と臨洮軍より来て雇われ
 駝駄客作せられてきた者だが、いずれも諸軍州兵募逃戸あ
 るいは逃兵募健兒の色には非ざること、が述べられている。
 ㉕(宝応)元年(七六二)六月康失分行車傷人案卷(圖二
 〇)㉖高昌縣為申修堤堰料工課(圖版肆3、『新疆文物』
 圖九六)㉗為行水澆溉致突厥葛膳駁下游弈首領骨遍拂斯閼
 (圖版肆2、『新疆文物』圖九五)㉘宝応元年(七六二)
 五月使衙為諸寺觀應割付充百姓榜(圖二二)寺奴の放從良

新出吐魯番唐代軍制關係文書試釋

を命じたもの。ここでは使、衛を觀風俗使あるいは巡察使とするが『文物』一九七七年三期二五頁注⑪(二〇頁)では御史中丞の衛を手掛りに河西節度使楊志烈と断ず。⑫天宝十載(七五一)張元帥告身(図版肆1、『新疆文物』図一〇〇)⑬張元帥買地券⑭②。

同誌には又、王仲榮「試釈吐魯番出土的幾件有関過所の唐代文書」があつて、前掲瓜州・西州戸曹給石染典過所(⑪)と同一人の買馬契(⑬)益謙向西州都督府請給過所牒(⑭)と買婢券、高昌県為申麴嘉琰請給過所狀(⑭)の外、⑮開元廿一年(七三三)正月蔣化明丢失過所并辭及判案(図一九)を取上げている。

『文物』一九七五年八期。衛江「碎葉是中国唐代西部重鎮」吳震「從吐魯番出土《汜德達告身》談唐代碎葉鎮城」の二篇があつて、永淳元年(六八二)および延載元年(六九四)の二件の告身(図一および図版捌)を紹介している。上記以外で同年刊行の前出『新疆出土文物』中に写真を掲げられた文書として、(1)高昌章和五年(五三五)取羊供記帳(図六七)(2)高昌史天濟請取永業田辭(図六八)(3)高昌延昌六年(五六六)呂阿請買葡萄園辭(図六九)(4)高昌道教符籙(図七〇)(5)唐垂拱四年四月隊牒(図八九)文中に、中軍・隊頭・副隊頭・執旗・左儀旗等の職名を帯びた者の署名が見える。通典卷一兵一所引大唐衛公李靖兵法に見える行軍規定に、「凡五十人為隊、其隊内兵士、須結其

心、每三人自相得意者、結為一小隊、又合三小隊得意者、結為一中隊、又合五中隊為一隊、余又五人、押官一人、隊頭・執旗一人、副隊頭一人、左右儀旗二人、即充五十、至於行立前卻當隊、並須自相依附、如三人隊失一人者、九人隊失小隊二人者、臨陳日、仰押官隊頭便斬、不救者、陳散計会隊内少者、勸不救、所由斬。」とある。(6)西州都督府屯(營)田文書(図九一)(7)伊吾軍屯田文書(図九二)(8)天宝十四載(七五五)正月輪台県長行坊料帳(図九八)(9)工匠名籍(図一〇一)(10)伊吾軍(上西庭支度使)納粮牒(図一〇二)を見得る。

なお関連論文として『文物』一九七五年五期に、張永言「関于一件唐代的“唱衣歷”」同一〇期、文博簡訊欄に、李征「新疆阿斯塔那三座唐墓出土珍貴絹画及文書等文物」の記事があり、『文物』一九七六年一期に、王仲榮「唐代西州的縹布」、同十二期に、馬雍「麴斌造寺碑所反映的高昌土地問題」がある。なお「補注」参照。

木簡等をも含めた新出土資料全般の欧文による紹介論文として、次のものがある。

MICHAEL A. N. LOEWE, Manuscripts found recently in China: a preliminary Survey, *T'oung Pao*, Vol. LXIII, 2-3, 1977.

(3) 池田温「中国古代の租佃契」上・中(『東洋文化研究所紀要』第六十冊・第六十五冊、一九七三、七五)「現存開元

年間籍帳の一考察」『東洋史研究』第三五卷第一号一九七六）土肥義和「貞觀十四年九月西州安吉啞延手実について——その特徴と歴史的背景——」『鈴木俊俊先生古稀記念東洋史論叢』一九七五）小野勝年「唐の開元時代の旅行証明書について」『東洋学術研究』第一卷第三号、一九七七年五月）中村裕一「トルファン出土唐永淳元年泥德達告身と令書式について」『大手前女子大学論集』第八号、一九七四）同「敦煌・吐魯番出土唐代告身四種と制書について——唐公式令研究」『大手前女子大学論集』第十号、一九七六）

(4) 同、一三頁。

現在のところ、ここに採上げる西州宮名籍と注(1)に記した七三年一〇期紹介の(12)征籍以外は全く内容を明らかにされていないが、中国で付した文書の名称を手掛りとすれば、「府兵名籍」といわれるものは、恐らく大谷探検隊將來文書中の折衝府文書(例えば、二八四八・一五〇、三〇一六、三〇一九、三〇二一、三〇二六——三〇、三三五六・八、三三九〇等)および寧楽美術館所藏蒲昌府文書の名籍(寧二、一三、一六、二八、二九等)と類似のものと思われ、又「官兵破除帖」といわれるものは、大谷三三五四(これは又支給倉糧籍帖とも云いうる)ので「赤亭烽領鎮兵口粮帖」と名付けられているもの、或はこれに類似するかもしれないが)の記載事項(別奏僱兵健等破除、応在見

在惣数)を思わせる。付記して後考に備えたい。

「笈」音は「^ニ」で「籍」と同音。元来は本箱や書籍を指すが、この場合は籍の略字として用いられたものであろう。

本文書の写真は始め『文物』一九七二年一期に、後の所謂丙件の首部の不鮮明な網版写真が出たが、そのときは「第三隊」以下の部分は下半が切れている状態で示されていた。一九七二年には別に『文化大革命期間中出土文物』第一輯(文物出版社、北京)が刊行され、前記文書の鮮明なコピー写真を得たが、残念乍ら長卷子はすべてほんの一部のみである。而して「西州宮名籍」については再び丙件首部を示されたが、この写真で重要なのは、丙件の前に別の一件の末尾半紙程が貼付された状態が窺える点で、これら文書がいわゆる連案をなして保存されたものであったことと、僅かに残存する前件末尾に「開元三年四月、給、廿七日」の文字が残っており、本文に述べる通りの推定を根拠づけることができる。更に『文物』七三年一〇期に至り、吳震論文の冒頭に丙件の全容が網版写真で入り(図一)これは判読可能な姿である。しかし巻首に付着していた先の「廿七日」の日付ある残紙は取り除かれている。同誌は別に「図版伍」として、初めて甲件・乙件の全容写真を掲げたが、これは些か判読に苦しむ。ただ重要なことは、甲件の首部に乙件の末尾の「廿五日」の部分が貼継がれた姿で写っていて、乙・甲の順に貼り継がれた連案であったこと

新出吐魯番唐代軍制關係文書試釋

がわかる。想像するに、乙(廿五日)甲(廿六日?)別一件(廿七日)丙(廿八日?)の日付順に並んでいたものと思われる。

- (8) 押官の乗騎のみは特に「乗騎官馬」と記され、算えるに正を以てし、後述の如く馬料の割当も駄馬と異つて優遇されている。駄は馬とは限らず、むしろ驢であつた場合が多いのであらう。

- (9) 或は同一日に各々別の所へ受領に赴かねばならなかつたため別人が受領することとなつたのかもしれないが、少数乍ら重複する人名のあること、連案の状態が恐らく日付順になつてしたこと、などによつて各々受領の日を異にする記録と考へべきである。

- (10) 吳氏は「付身」の意味は暫く確定し難いが、疑うらくは「納資」を指すのではないかと云われる(七一頁)。しかしこの解釈が全く意味をなさぬことは云う迄もない。これも些か無茶な記述で、より根拠を持たせるとすれば、

「在京師西一千五百三十三里」とあり、一方西州治は「在京師西北五千五百一十六里」とあるのを手掛りとして里程を算出する位のことには必要である。なお西州・渭州隴西県間の里程を考える上で、京師・涼州間の道程を詳細に考証した嚴耕望「唐代長安西通涼州兩道駢程考」(『香港中文大學中國文化研究所學報』第四卷第一期、一九七一年九月)

の存在を逸することができない。但し今は里程の詳細をここで論ずる必要も無いので、詳考は他日に譲る。

- (12) 日野開三郎「床」(『東方學』第七輯)
(13) 注(7)参照。

- (14) 私自身、一九六四年刊の東洋文庫敦煌文獻研究委員會編『スタイン敦煌文獻及び研究文獻に引用紹介せられたる西域出土漢文文獻分類目錄初稿』古文書類Iで、屯田關係文書の項(三五八頁)に、疑問符を付して「(開元十年代)收獲集計文書(柳中屯營田)」と出録しているが、その段階では未だ寫真をも見ることなく、前記「目錄」への仁井田博士の書き入れ注記を頼りにしたものであつたと思う。

- (15) 『文物』一九七二年一期、一五一・一六頁、図二一・二二・二三。開元九年鄭果賀恩敬納庸調布の寫真は、『文化大革命期間出土文物』第一輯および『絲綢之道』(一九七二年、文物出版社刊)にも收録され、特に後者は大きなカラー寫真を含んでいる。

〔補注〕 脱稿後到着した文獻を追加しておく。

『文物』一九七八年六期。新疆博物館考古隊「吐魯番哈喇和卓古墓群掘簡報」として、一九七五年発掘の五一座の古墓の概報を載せる。その中で紹介されている出土古文書は次の通りである。

(一) 西涼文書

(1) 西涼建初四年(四〇八)秀才对策文(写真、図四)

(二) 北涼文書

(1) 玄始十一年(四二二)馬受条呈為出酒事(圖六)(2)兵曹下高昌・横截・田地三県符為發騎守海事(圖五)(3)高寧県上言、これらは一九六四年アスターナ22号墓出土の「県兵曹刺為聞兵人事」と合せて考察すべきもの。(4)兵曹行罰幢校文書(圖七)(5)兵曹張預班示為謫所部隕事、(6)細射・歩稍等兵人名籍(圖八)(7)兵曹条次往守海人名文書(圖九)(8)兵曹条往守白芳(棘)人名文書之一(圖一〇)(9)兵曹下八幢符為屯兵值夜守水事、(10)北涼義和三年(四三三)兵曹条知治幢整文書、(11)玄始十二年(四二三)兵曹陳為補代・差佃・守代事(圖一一)(12)義和年間(四三一—三三)員崇辭為眼痛請免屯守事、(13)某幢上言為部隕王貴興等長事、(14)催遣部伍殘文書、(15)兵曹行罰部隕五人文書、(16)兵曹行罰兵士張宗受等文書、(17)按貲配馬帳(圖一二)(18)馮淵為死馬上主將啓、(19)坐閭馬通謫守白芳文書、(20)北涼真興某年道人德受辭、(21)懸募追捕逃奴賞格、(22)兵曹屬為補代馬子郭氏生事、(23)兵曹屬為以王明代張賞入員事、(24)兵曹白為胡愍生永除定田役事

三 北涼と夏の關係を示す文書

上記(20)のほか、(1)北涼真興六年出受麦帳、(2)伊烏等殘毯帳、(3)北涼真興七年箱直楊本生辭、(4)北涼真興七年宋泮妻隗儀容隨葬衣物疏。真興は赫連勃勃の夏の年号で、真興元年¹¹四一九 A.D. 真興六年が北涼の玄始十三年(四二四)に当

るが、史書には北涼が夏の年号を奉じたことは見当たらない。然るに吐魯番出土文書では北涼玄始十二年までの年号が見えるが十三年以降は見当たらない。恐らく玄始十三、十四年に夏の年号を奉ずることとなったものとされる。又、その理由について一つの推論を述べている。

四 柔然と閼氏高昌政權期の文書

(1) 永康十七年(四八〇)殘文書(圖一四)永康は柔然郁久闊于成(受羅部真可汗)の年号で、四六〇—四八一年に亘つて高昌地区を占拠していた閼氏政權は柔然によつて立てられその年号を奉行したものとされる。同時期の、少数民族に属する姓名の多く見られる文書として、次の文書がある。
(2) 阿苟母衣物疏(圖一五)(3)雜物帳(圖一三)(4)市賣文簿、(5)高昌諸城駅牒。

(五) 馬儒と趙嘉の年号(?)の文書

(1) 建初二年功曹書佐左謙奏為以散翟定□補西部平水事、(背)承平五年道人法安弟阿奴從翟紹遠挙綿契、(2)承平八年翟紹遠買婢券、(背)義熙五年道人弘度從翟紹遠挙綿契、この建初・承平・義熙の年号は、周知の西涼・北涼・東晋の年号に充てると、付記されている干支が全く喰い違い、又文書の出士した75TKM88号墓に近接する75TKM89号墓から88号と同型の陶罐が出土したが、その中に「章和十一年(五四一)高昌傳令文簿」が入っており、趙氏高昌国早期の墓と見られる。閼氏高昌国は柔然の年号を奉行し四八一に亡び

新出吐魯番唐代軍制關係文書試釋

だが、五三一年には麴堅の章和元年となつてゐるので、先の三つの年号はその中間に当り、干支から云つて建初二年庚午は四九〇年の馬儒統治期、承平・義熙は麴嘉の統治期の年号ではないかと云う。なおこの古墓群には多数の壁画があり、又多数の織物を出土している。

同誌には別に論文として、唐長孺「從吐魯番出土文書中所見的高昌郡県行政制度」があつて(1)北涼玄始十二年兵曹文書(先掲(11))(2)北涼義和三年兵曹文書(先掲(10))(3)義和某年兵曹文書(先掲(15))(4)兵曹下八幢符(先掲(9))(5)建平某年兵曹下田地等三県発騎守海符(先掲(2))(6)中部督郵殘文書、(7)下二部督郵□県主者符、(8)県兵曹点閱兵人刺、(9)建平六年田地催諸軍到府文書(これは歴史博物館所蔵、出土状況不明。)(10)請奉符敕尉推寬遭亡文書、(11)都郷耆夫徵

発役作文書などが紹介され部分的に移録されている。又、胡如雷「幾件新疆出土文書中反映的十六国時期租佃契約關係」が載せられ、一九六六年発掘のアスターナ62号墓出土文書を中心に紹介・研究している。(1)翟疆辭為共治葡萄園事之一(2)同上之(3)緣禾五年隨葬衣物疏(緣禾の年号は史書に見えず。北魏太武帝の延和の譌伝とされる。しかし既に『文物』一九七二年一期八本稿注(2)(6)参照)で北涼沮渠氏の年号と考証されている。(4)翟疆辭為負麦被挫牛事、(5)翟疆辭為征行逃亡事三件、(6)西涼建初十四年(四一八)嚴福恩賃桑券、(7)北涼玄始十二年(四二三)翟定辭為雇人耕床事。これによつて五胡時代の西北辺境史は俄然多くの一次史料を与えられた。

(十一月補記)